

医療情報取得加算等の取扱いについて

医療情報取得加算、医療DX推進体制整備加算、医療DX情報活用加算について、「基本診療料の施設基準等」（平成 20 年厚生労働省告示第 62 号）において「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和 51 年厚生省令第 36 号）に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること」「健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること」といった施設要件が定められていますが、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく療養の給付の制度において、公害医療機関がこれらの施設要件を満たすことはできないため、算定することはできません。

【公害診療・調剤報酬請求の対象とならない加算】

- ・ 医療情報取得加算
- ・ 医療DX推進体制整備加算
- ・ 在宅医療DX情報活用加算
- ・ 訪問看護医療DX情報活用加算